

報 酬 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、評議員及び法人役員が、会議を行う都度、報酬として支給するために、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 法人役員に対し、1会議7,270円を報酬等として支給することができる。

(会議の種類)

第3条 評議員は、定例評議員会及びその他必要会議、理事会とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって、旅行しがたい場合には、その経路及び方法によって計算する。

2 在勤地内については、概算による定額とすることができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。